

令和4年度

富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金

受付期間

- 令和4年4月1日（木）から予算終了まで

補助金額

- 補助限度額 1件につき90万円まで（改装費：30万円 賃借料：60万円）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
店舗の内外装の改修等に係る経費	1/3以内	30万円	初年度のみ1回
店舗賃借料（敷金・礼金を除く）	1/2以内	5万円/月	12か月間以内

※賃借料のうち会計年度を超える月の補助については、翌会計年度の予算状況によって交付を決定します（ご要望に添えないこともございますので予めご了承ください）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

補助対象者

- 富士見市内の商店会等（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体）
- 新規出店者（個人又は法人）

ただし、次の方は補助対象にはなりません。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行おうとする方

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する方

※市税の滞納がある方

※外国人の場合の就労や期間に関する在留資格が事業を実施する期間を満たさない方

※許認可が必要な事業の場合、取得見込がない方

※個人での場合、空き店舗の所有者や2親等以内の親族、生計を一にする方

※過去にこの補助金の交付を受けた方

補助対象事業

- 商店会等が実施する共同事業
- 新規出店者が行う小売業、飲食業又はサービス業
- その他商店街等又は新規出店者が行う事業であって、商店街におけるにぎわいの創出に寄与すると市長が認めるもの

ただし、次の事業は対象外です。

※市内で事業を営むもので、移転を目的とした事業

※国、県及び市が実施する他の補助制度の対象となる事業

※建築基準法(昭和25年法律第201号)又はその他の法令に違反する事業

補助対象物件

・過去に事業用で利用された賃貸用店舗物件で、3か月以上継続して空き店舗となっているもの

- 大規模小売店舗立地法の対象となる施設内のテナントでないもの
- 店舗部分が1階部分又は2階部分にあるもの
- 店舗兼住宅の場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの

その他

この補助金を受けた方は、長く事業を継続していただきたく、事業の内容の確認とアドバイスを受けられる富士見市の経営・創業相談を受けてください。

・相談は、事業開始の交付決定後、速やかに受けていただき、市が委嘱している専門家の経営・創業アドバイザーが伴走型で補助期間中、支援します。

・相談を効果的かつ受けやすくするため、会場は補助を受けた店舗で行い、日時は補助者の希望日時をアドバイザーと調整して決めます。

※申請書および事業報告書等、提出いただいた書類は、経営・創業アドバイザーに写しを渡します。また、補助制度の検証のため、経営・創業アドバイザーの会議において、書類を活用させていただきますので、ご了承ください。

申請書類等

【申請に必要な書類】（※様式は市 HP からダウンロードできます）

- ① 富士見市商店街空き店舗出店支援事業補助金申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- ③ 改修工事等に係る見積書の写し、店舗案内図、図面、現況写真等
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 商店会推薦書（様式第3号）【新規出店者の場合】

※出店区域の商店会（商店会が存在しない地域においては富士見市商工会）に様式第3号を持参し、署名をいただく必要があります。各商店会の連絡先については産業経済課にお問い合わせください。なお、商店街の一覧および位置図は市 HP でご確認ください。



※必ず事業（工事着工等）を開始する前に余裕をもって産業経済課に申請してください。申請から補助金の交付決定まで3～4週間程度かかります。交付決定前に事業を開始してしまうと補助金の対象外となってしまうのでご注意ください。

※申請内容に変更が生じた場合は必ず連絡してください。

※補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管してください。

【問合せ先】

富士見市産業経済課 TEL：049-257-6827

Email：seikatsu@city.fujimi.saitama.jp



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



富士見市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

